

ライオンズ必携第59版 改正案

1号議案：ガバナー協議会の定例会議における定足数と決議について			
ページ	行	改正案	現行
142	14-17	複合地区会則第5条8 会議は構成員の過半数をもって定足数とし、決議は出席構成員の過半数をもって決する。	複合地区会則第5条8 会議は構成員の3分の2をもって定足数とし、決議は出席構成員の3分の2をもって決する。
改正の趣旨		標準版複合地区会則 付則第5条第3項に準拠する。	
<p>(参考)</p> <p>標準版複合地区会則 付則第5条第3項 定足数 ガバナー協議会のいかなる会合においても、構成員の過半数の出席をもって定足数が満たされたものとする。</p>			

2号議案：キャビネット構成員の任務について			
ページ	行	改正案	現行
159	17-19	複合地区会則第18条19 地区アラート委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、アラート活動の推進指導に当たる。	複合地区会則第18条19 地区ライオネス委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、ライオネスクラブ結成および活動の推進指導に当たる。
改正の趣旨		ライオネスプログラムは2021年6月30日で終了していることにより、現行の第18条19を削除する。その後新たに第18条19として地区アラート委員長の任務を入れる。	

3号議案：国際理事候補者推薦選挙手続規則 第16条 投票人について			
ページ	行	改正案	現行
171	1-2	投票人に下記を加える。 現・元国際理事会アポインティ 現・元LCIF国際理事	(記述なし)
改正の趣旨		国際協会公認プロトコルにも記載されており、投票人に入るべき役職である。	

- ◎ 1号議案、2号議案の可決には出席代議員の3分の2以上の賛成が必要
- ◎ 3号議案の可決には出席代議員の過半数の賛成が必要